2025-2027年度日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画「情報科学・エンジニアリング」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構関西センター(以下「JICA関西」という。)は以下の業務について、別紙3のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた情報科学分野の開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、情報科学・エンジニアリングについて必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、学校法人立命館(以下「特定者」という。)を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は当該研修コースにおいて、2010年時点の企画段階から協力関係にあり、情報理工学研究科において研修実施に必要な知見、人材ネットワークを蓄積しています。研修員の専門的かつ多様な研究活動に対して質の高い効果的な研修を実施できるほぼ唯一の機関であると考えますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

### 1 業務内容

別紙2「研修委託契約業務概要」の通り。

#### 2 応募要件

- (1)個別要件:
  - ① 業務内容を遂行する法人としての能力を備え、実施体制を構築できる者。

#### (2)基本的要件:

- ① 公示日において、令和 07・08・09 年度全省庁統一資格競争参加資格(以下「全省庁統一資格者」という。)を有する者。 なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、 必要な書類を提出していただくことで、当機構における参加資格審査を受けることができます。
- ② 会社更正法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」 (平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。
  - 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - ・資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期 間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

④ 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が 法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴 力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能 暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的 勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定す るところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、 「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りなが らこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難される べき関係を有している。
- ク. その他、提出者が兵庫県の暴力団排除条例(平成22 年兵庫県条例第 35 号)に定める禁止行為を行っている。
- ⑤法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する 基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措

置を実施している。

- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握 した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。
- (※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその 内容に含む個人情報をいう。
- (※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の 事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。
- · 個人番号利用事務実施者
- ・委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行 う事業者
- ・金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- · 個人情報取扱事業者

# (3) その他の要件:

案件受託の条件として、2025 年度を第1回目として受託し、2027 年度まで計3回、同一案件を受託可能であること。本件公募は2025 年度、2026 年度、2027 年度に実施する研修(3回分)を対象に実施しますが、契約は年度ごとに分割して締結します。本邦研修実施年度の前年度にメキシコで研修プログラムが開始される都合上、調達件名は「2025-2027 年度」ですが、本邦研修実施年度は「2026-2028 年度」です。

なお、各年度の契約を締結する際には、前年度の業務実施状況が良好であることを確認の上で契約を締結します。(ただし、研修対象国であるメキシコの状況等、予期しない外部条件が生じた場合を除きます。また、実施条件は毎年メキシコ関係機関との協議の上で決定するため、2年目、3年目は実施されない可能性があります。)

#### 3 手続きのスケジュール

(1)参加意思確 認書の提出	提出期間	2025年5月26日(月)午前10時 から 2025年6
		月9日(月)午後5時まで
	提出場所	〒651-0073兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
		JICA 関西開発大学院連携課 担当:三浦
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格
		を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資
		料一式(写し可)
	提出方法	メールで提出
		メール送付先: <u>ksictp2@jica.go.jp</u>
		メールタイトル:【2025-2027 年度日墨戦略的グロー
		バル・パートナーシップ研修計画「情報科学・エン
		ジニアリング」参加意思確認書の提出 (社名○○)】
(2)審査結果の	通知日	2025年6月16日(月)
通知	通知方法	メールで通知
(3)応募要件無	請求場所	〒651-0073兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
しの理由請求		JICA 関西開発大学院連携課 担当:三浦

請求方法	メール メール送付先:: <u>ksictp2@jica.go.jp</u> メールタイトル:【2025-2027 年度日墨戦略的グロー バル・パートナーシップ研修計画「情報科学・エン ジニアリング」加意思確認公募/審査結果について の理由請求(社名○○)】
請求期限	2025年6月23日(月)
回答方法	メール

# 4 その他

- (1)提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3)提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4)機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に 提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がない場合は、特定者との随意契約手続きに 移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若 しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす 者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金:免除します。
- (11) 共同企業体の結成を認めません。
- (12)メール送信の際の留意点は以下のとおりです。
  - ①メールの受信制限があるため、送付メールの容量は 20MB 以下としてください。
  - ② データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書(別紙3)の PDF データを受領後1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)の URLと、同 URL にログインするための ID とパスワードをメールで送付します(ただし、パスワードについては、別メールにて送付します)。同 URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報ください。
  - ③ 上記大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)が利用できない場合は、郵 送又は持参で提出してください。
  - ④ JICA 関西では、受信内容を確認の上、24 時間以内に(土・日・祝日をはさむ場合は 翌営業日の17 時までに)受信確認メールを送付しますが、万一連絡がない場合は、JICA 関西へ問い合わせをお願いします。メール提出時刻から24 時間以内の問い合わせは原則受付けませんので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨します。

担当部課: JICA 関西 開発大学院連携課

以 上

#### 研修委託契約業務概要

※以下の記載は 2025 年度に関するものです。2026 年度及び 2027 年度の計画については、研修期間や対象国の変更を含めて当該年度に決定します。

# 1 研修コース概要:

(1)研修コース名

日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画 「情報科学・エンジニアリング」

- (2) 研修期間(予定)
  - ① 全体受入期間: 2026年4月8日から2026年10月23日まで
  - ② 技術研修期間: 2026年5月8日から2026年10月22日まで

※JICAによるプログラム実施期間:2026年4月9日から2026年5月7日まで (以下、(9)のとおり)

- (3)対象となる研修員(予定)
  - ① 定員 : 6人(予定)
  - ② 対象国 : メキシコ
  - ③ 対象組織: 大学、研究機関等
- (4)使用言語

英語(講義等は、英語で実施する。)

# (5) 研修の背景・目的

・1971 年、メキシコ政府が打ち出した構想に基づき、日墨両国政府は両国の青年を互いに留学させ、両国間の相互理解と友好親善を増進することを目的に、日墨研修生・学生等交流計画(日墨交流計画)を開始した。2010 年には「21 世紀における戦略的グローバル・パートナーシップ及び経済成長に関する日本・メキシコ共同声明(以下、共同声明)」に基づき、「日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画」へと発展し、両国の現在のニーズをより反映させる内容となった。本研修は、日墨両国の相互理解及び友好を促進し、日墨の戦略的グローバル・パートナーシップの確立を目指すものである。

・地球規模の社会課題の解決のため情報科学・エンジニアリング分野の重要性は高く、研修員が本研修を通じて得た知見を活かし、帰国後にメキシコの情報科学・エンジニアリング分野の発展にも貢献することを目指す。

### (6)研修の目標

・指導教官による指導の下、各々の専門分野に沿って研究活動を行い、情報科学・エンジニアリング分野における能力を強化する。

### (7) 単元目標(アウトプット)

・研修当初に設定する研究計画を講義や訪問、研究指導を通してその都度修正しながら、成果物として研究レポート等を作成する。

# (8) 研修項目

- ・研修参加者の研究分野に沿った研究指導(研修計画の作成、講義、定期的な研修参加者との面談、学会参加や施設見学などの研修旅行など)
- 研修修了時に最終報告会を実施し、研修成果、帰国後のアクションプランを発表
- (9) 研修付帯プログラム(参考情報: JICA が実施するプログラム)
  - ア. ブリーフィング (滞在諸手続き)、プログラム・オリエンテーション (研修 概要説明): 来日翌日 0.5 日間

来日時事務手続き・滞在諸手当の支給手続き等についての説明を実施する。

- イ. 日本語研修:来日後約1か月間、日本語研修を受講する。本研修中には日本語だけでなく、日本文化や習慣についても適宜教授する。
- ウ. ジェネラルオリエンテーション:来日2日後1日間技術研修に先立って、 日本滞在中の必要知識として、日本の社会・政治・経済・文化などについ て、JICAにおいてオリエンテーションを行う。
- エ. 評価会及び閉講式:技術研修最終日0.5日間

# 2 委託業務の範囲及び内容

(1)契約履行期間(予定)

2026年4月上旬~2026年12月下旬

(この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます)

# (2)業務の概要

情報科学・エンジニアリング分野に携わる大学、研究機関等の技術者である 研修参加者に対し、研修目標達成のために講義・演習・見学・発表からなる 研修を実施する。

#### (3)業務(研修)実施方法

① 講義:

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して研修員の理解を高めるよう工夫する。なお、これらの翻訳・印刷が必要な場合には、原則 JICA 又は JICA が指定する団体を通じて行うため、これらとの密な調整を行うこと。

② 演習:

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務に役立つことを目指す。

③ 見学·研修旅行:

講義で得られた知見を基に、関係者との意見交換を通じて、研修員が当該研修分野に関する理解を深められる旅行計画を策定する。なお、旅行に伴う移動手段・宿泊は、原則として JICA 又は JICA が指定する団体を通じて行うため、これらとの密な調整を行うこと。

④ レポート作成・発表:

各レポートの作成・発表に当たっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、併せて帰国後の問題解決能力を高めるよう努める。

# (4)業務の実施方法

上記1(5)の目的を達成するために、以下の業務を実施する。

- ①研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- ②講師・見学先・実習先の選定
- ③講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- ④教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- ⑤講師・見学先への連絡・確認
- ⑥JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- (7)講義室・会場等の手配
- ⑧使用資機材の手配(講義当日の諸準備を含む)
- ⑨テキストの選定と準備(視聴覚教材の作成、翻訳・印刷業務を含む)
- ⑩講師への参考資料(テキスト等)の送付
- ⑪講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICAへの報告
- (12)講師・見学先への手配結果の報告
- ③研修監理員との連絡調整
- (4)プログラム・オリエンテーションの実施
- ⑤研修員の技術レベルの把握
- 16研修員作成の技術レポート等の評価
- ⑪研修員からの技術的質問への回答
- 18研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- (19)評価会、技術討論会(各種レポート発表会含む)の準備、出席
- 20 閉講式実施補佐
- の研修監理員からの報告聴取
- ◎講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- ②業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- ②関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

# 3 契約金額

JICA が定める基準に基づき積算した見積書を基に、契約交渉を経て決定する。

#### 4 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書と経費精算報告書を各1部ずつ、技術研修期間完了後速やか(契約履行期間終了の10営業日前まで)に提出する。

# 5 留意事項

- (1) 本業研修員及び同行者(上限1名)の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (2) 本業務概要は予定段階のものですので、詳細については変更となる可能性

があります。

(3) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイド ライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\_japan/guideline.html

以上